

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年8月11日(2011.8.11)

【公開番号】特開2010-19953(P2010-19953A)

【公開日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-004

【出願番号】特願2008-178724(P2008-178724)

【国際特許分類】

G 03 B 21/56 (2006.01)

【F I】

G 03 B 21/56 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月28日(2011.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可撓性を有し、画像光が投影されるスクリーン本体と、

略中央に配置される固定支柱と、

前記固定支柱を中心に配置され、それぞれの間に前記スクリーン本体を支持し、一方に前記スクリーン本体を巻き取る巻取部を有する第1支持部および第2支持部と、

交差して連結された複数のアーム部材を有し、前記固定支柱と前記第1支持部との間、および前記固定支柱と前記第2支持部との間に伸縮可能に設置される第1パンタグラフ機構および第2パンタグラフ機構と、

前記固定支柱に固定され、前記固定支柱側に設置される前記第1パンタグラフ機構の交差する一方の前記アーム部材と、前記固定支柱側に設置される前記第2パンタグラフ機構の交差する一方の前記アーム部材とを回動可能に軸支するアーム固定部と、

前記固定支柱に沿ってスライド自在に支持され、前記固定支柱側に設置される前記第1パンタグラフ機構の交差する他方の前記アーム部材と、前記固定支柱側に設置される前記第2パンタグラフ機構の交差する他方の前記アーム部材とを回動可能に軸支するアームスライド部と、を備え、

前記アームスライド部をスライドすることにより、前記第1パンタグラフ機構および前記第2パンタグラフ機構が伸縮し、前記第1支持部および前記第2支持部を近接および離間させ、前記アームスライド部は、前記固定支柱の所定の位置で固定可能とする支柱スライド固定部を備えていることを特徴とするスクリーン。

【請求項2】

請求項1に記載のスクリーンであって、

前記第1支持部は、当該第1支持部側に設置される前記第1パンタグラフ機構の交差する一方の前記アーム部材を回動可能に軸支する第1固定部と、他方の前記アーム部材をスライド自在および回動可能に軸支する第1スライド固定部と、を備え、

前記第2支持部は、当該第2支持部側に設置される前記第2パンタグラフ機構の交差する一方の前記アーム部材を回動可能に軸支する第2固定部と、他方の前記アーム部材をスライド自在および回動可能に軸支する第2スライド固定部と、を備えていることを特徴とするスクリーン。

【請求項3】

請求項 1 または請求項 2 に記載のスクリーンであって、
前記支柱スライド固定部は、前記所定の位置に前記アームスライド部を固定することにより、投影される前記画像光のアスペクト比に、前記スクリーン本体に形成される投影領域のアスペクト比を対応させていることを特徴とするスクリーン。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれか一項に記載のスクリーンであって、
前記アームスライド部は、前記支柱スライド固定部を別体として備えていることを特徴とするスクリーン。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 請求項 4 のいずれか一項に記載のスクリーンであって、
前記第 1 支持部および前記第 2 支持部を離間させる方向に付勢する付勢部を備えていることを特徴とするスクリーン。

【請求項 6】

請求項 5 に記載のスクリーンであって、
前記付勢部は、前記第 1 支持部および前記第 2 支持部の少なくとも一方に設置されていることを特徴とするスクリーン。

【請求項 7】

請求項 6 に記載のスクリーンであって、
前記付勢部は、前記固定支柱に設置されていることを特徴とするスクリーン。

【請求項 8】

請求項 7 に記載のスクリーンであって、
前記付勢部は、前記第 1 パンタグラフ機構および前記第 2 パンタグラフ機構の少なくとも一方の前記アーム部材に設置されていることを特徴とするスクリーン。

【請求項 9】

請求項 6 ~ 請求項 8 のいずれか一項に記載のスクリーンであって、
前記付勢部は、コイルばねにより構成されていることを特徴とするスクリーン。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 請求項 9 のいずれか一項に記載のスクリーンであって、
前記固定支柱、および前記第 1 パンタグラフ機構と前記第 2 パンタグラフ機構とを構成する前記複数のアーム部材は、中空柱状の部材で形成されていることを特徴とするスクリーン。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 請求項 10 のいずれか一項に記載のスクリーンであって、
前記固定支柱に接続して当該スクリーンを起立させて支持し、当該スクリーンが設置される設置面に当接する複数の脚部を有する支持脚を備えていることを特徴とするスクリーン。